

○事務局長 それでは、ただいまから令和元年度第5回多良木町農業委員会総会を開会いたします。まず田中会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長 (挨拶)

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本総会の議事録署名委員に2番委員、10番委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

○議長 日程第2、議案第12号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。本件について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長 はい。それでは日程第2のご説明を申し上げます。1ページをお開きください。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてということで、今回5件の申請が上がってきております。

(5件の申請についての説明)

○議長 はい、ただいま事務局より説明がありましたが、ここで事前調査の報告をお願いいたします。はい、14番。

○14番 昨日9日の日に5番委員、15番委員と私で回りまして、5件を回ってきました。その結果を発表いたします。議案第12号の農地法第3条の許可申請に対する調査報告をいたします。今回は5件の申請がありましたが、先ほど言いました委員で調査いたしました。まず、番号1の申請につきましては、先ほど説明された箇所になりますが、農振農用地区域内農地となっております、売買による所有権移転となります。10アール当たりの売買価格は約●●円となっております。許可の判断につきましては、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件には該当せず、許可要件を満たしているということで、申請は妥当であるとの協議の結果でございました。

続きまして、番号2の申請ですが、この件につきましては先ほど説明された箇所になりま

すが、2筆とも農振農用地区域外農地となっております、売買による所有権移転となります。なお、本件は農業法人による所有権移転案件となりますので、まず、この法人が農地所有適格法人に該当するか否かの審査を行いました。その結果、法人組織形態要件、事業要件、構成員議決権要件、役員要件の4つの要件すべてを満たしているところでございます。したがって、譲受人は農地所有適格法人に該当すると判断いたしました。続いて、本申請に係るそのほかの要件の審査を行いました結果、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件には該当せず、許可要件を満たしているということで申請は妥当であるとの協議結果でございました。この案件につきまして、売買価格の総額が非常に高いんです。この図面の2番を見てください。大きい広い方が、10アール当たり●●円です。右の狭い方が、●●円です。ここは、皆さんによく協議していただきまして、判断していただきたいと思います。番号2は以上です。

次にまいります。番号3の申請ですが、この件につきましては先ほど説明をされた箇所になりますが、農振農用地区域内農地となっております、親子間の贈与のための所有権移転となります。許可の判断につきましては、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件には該当せず、許可要件を満たしているということで申請は妥当であるとの協議結果でした。

次にいきます。番号4の申請ですが、この件につきましては、先ほど説明された箇所になりますが、農振農用地区域外農地となっております、売買による所有権移転となります。10アール当たりの売買価格は約●●円となっております。許可の判断につきましては、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件には該当せず、許可要件を満たしているということで、申請は妥当という協議結果でございました。

最後の5番にいきます。番号5の申請ですが、この件につきましては、先ほど説明された箇所になりますが、農振農用地区域内農地となっております、売買による所有権移転とな

ります。10 アール当たりの価格は●●円となっております。許可の判断につきましては、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件には該当せず、許可要件を満たしているということで申請は妥当であると協議いたしました。議案第12号の番号1から番号5の調査報告は以上でございます。

○議長 はい、ただいま報告をいただきましたが、この件につきまして何かご意見はございませんか。はい、7番委員。

○7番 今説明のあった番号1のちょっと補足説明ということですが、ここは、11番委員のエリアになっているんですけども、この譲渡人はもう全然作っておられず、これは●●さんがずっと作っておられました。この譲渡人と●●さんはいとこ同士ということで、●●さんは、やはりここ1枚ちょっと遠いからということで、譲渡人の方に話をされてどうしたらいいかということで相談があったんですけども、以前からこの譲受人が安いなら買っていいよというような話をされていたそうで、一応そういう話を持ちかけてですね、以前から●●さんと譲受人はちょっとお知り合いということで、話がまとまったということで、この▲▲円っていうのはちょっと私もびっくりでしたけれども、以上です。

○議長 ただいまの7番委員の発言について何か質問等ございませんか。ないようでしたら、ほかに何かご意見のある方おられませんか。先ほどの2番の農地の価格等についてはいかがでしょう。14番委員、この価格については詳しくは何も聞いとやれんですか。

○14番 私が去年まで作っていた田んぼなんですけども、まさかここに出てくるとは思っておりませんでしたので、昨日調査する前に協議をして価格を聞いてびっくりしたところですけども、あんまり高すぎるんじゃないかなと思ったんですけど私は。

○議長 ほかに何かご意見ありませんか。はい、19番。

○19番 今14番委員の言われた反の●●円ちゅうのは間違いなかつですかね。

○議長 はい、事務局。

○事務局長 ただいまのご質問ですけれども、ここに実際の3条の申請書を持ってきておりますけれども、この申請書にですね、10アール当たりの額ということで書く欄があるんですけども、一応ここに●●円と●●円ということで書いてありまして、私もそこはちょっと確認したいということで、申請書を出しに来られた方に確認をしました。そしたら、この価格ですということでしたので、この額で確認をしたところでございます。

○議長 はい、事務局。

○事務局長 すいません。ちょっと補足ですね、私が知り得ている範囲でのことですが、一応この3条申請というのが農地を農地のまま所有権を移転するという届け出でございます、例えばこれを宅地とか別のものに変える場合はですね、5条の申請ということになりますので、3条が上がってきた時点で農地として利用されるということがわかるんですけども、法人さんでございましたので、そのときに出しに来られた方に確認しましたところ、ここには米を作りたいということでおっしゃいましたので、この申請書を受理したところでございます。この3条の許可をするに当たっては、いろんな要件がございますが、その中に売買価格についての要件というのはございません。ですので、売買価格が高いからこれは許可できませんとか売買価格が低いから許可できませんということは法的にはできないことになってますけれども、ちょっとよそのところと比べて価格が高いと思われましたので、そのあたりを慎重にですね、この案件につきましては、話を聞いたところでございます。またですね、ここは農地所有適格法人であるかどうかというのがポイントでございます、これにつきましては先ほど14番委員さんからもありましたとおり法人の形態ですとか、事業要件、議決権要件とか役員要件等がございますので、一応その要件は満たしておりますので、農地所有適格法人には該当しておりますということです。そ

の他についてはいつもの3条の許可と一緒にですね、いろんな要件を審査しての判断ということになるかと思えます。一応農地所有適格法人になられますとですね、これはもう毎年度、事業が終了しました後3ヶ月以内に事業の状況等について報告書を出していただくということになっております。ですので、譲受人の●●●会社につきましては、来年の3月以降の3ヶ月以内に事業の状況等の報告書をうちの方に出していただくということになりますので、それを出していただいて、その報告書の内容に基づいてですね、農業委員会でご報告させていただくことになっております。要件を満たさなくなった法人には、農業委員会から勧告を行うということで、場合によっては所有権の譲渡しの斡旋も行うといった流れになるかと思えます。一応今回のケースにつきましては、書面的にはクリアをしていると、ただし実態的にはどうなるのかなということではあるんですけども、そういった報告書を出していただく義務がございますので、年度ごとのチェックはできるのかなというふうに考えております。以上補足で説明させていただきました。

**○議長** はい、18番。

**○18番** この件ですけども、一応3条申請については別に今問題ないということですが、一応田んぼということでの取引がされるわけですよ。今後、例えばほかの方面に地目変更して転用される場合があると思うんですよ。で、今年許可した場合に例えば何年間は変えていけませんよとか、そういう何か農地法かなそういう決まりはありますか。

**○事務局長** はい、ただ今のご質問ですけども、3条許可をした後に、転用したいといった場合に何年間はできませんよというような法的な農地法の縛りはございません。ただしですね、ここで農地として所有権を移転しますよという届けを出されておりますので、すぐ転用するとかそういったことはあまり好ましくないとしますので、何年という決まりはございませんが、先ほど言いましたとおり、来年の3月以降に報告書を出していただき

ますので、そういったところでも、チェックしていきたいとは思っております。ただ、今回3条を出されておりますので農地を農地として使われると思えますけども、これを例えば先ほど言いました宅地ですとか、別のものにする場合は5条の申請ということになりますので、もし5条申請が出された場合は、また、総会で審議をしながらですね、場合によってはその3条取り消しとかですねそういった措置もとらなくちゃならないかなというふうには考えております。ご質問のそういった何年までっていう農地法の縛りはございませんということで、よろしく申し上げます。

**○議長** はい、この件についてほかに何か質問ありませんか。はい、7番委員。

**○7番** この周辺に前回●●さんの田んぼを駐車場とか資材置場ということに許可が出てますよね。多分その辺の絡みで先ではどんなことを考えておられるかわからないですけど、18番委員の言われたように、多分近いうちに5条の申請とかが出るんじゃないかと思えますけども、今、事務局の話聞いたら何年とかいう縛りもないということですので、農業委員の人たちもその辺のところはですね、みんなでやっぱりちゃんと注目をしていかななくてはならない物件じゃないかと思えます。

**○議長** はい。ただいま7番委員の発言もありましたとおりですね、この件につきましては農業委員会としても、今後の動向をですね、皆さんで見ていくということでよろしいでしょうか。ほかに何かご意見はありませんか。

(意見等なし)

**○議長** ないようですので、お諮りをいたしたいと思えます。本件の許可申請に対する可否決定については、5件すべて許可することにご異議はありませんか。

(「はい」の声あり)

**○議長** 異議なしと認め、議案第12号は5件すべて許可することに決定をいたしました。

**○議長** 次に、日程第3、議案第13号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。本件について事務局より説明をお願いいたします。

**○事務局長** それでは、日程第3のご説明を申し上げます。農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてということで、ページ8ページでございます。今回、1件の申請が上がってきております。

(1件の申請についての説明)

**○議長** はい、ここで事前調査の報告をお願いいたします。はい、5番委員。

**○5番** 議案第13号の農地法第4条の許可申請に対する調査報告をいたします。今回1件の申請がありましたが、昨日9日に5番私と14番委員とそれから15番委員で調査をいたしました。申請された農地の区分は、農用区域内にある農地となりますが、農用地利用計画において指定された農業用施設の用途に供するために行われるものと思われまので、立地条件を満たしていると考えます。農業倉庫ていうかな、それを作るということです。立地条件を満たしているのではないかとことです。また一般基準においても農地法第4条第6項これ3項目を審議いたしました。それから施行規則第47条ていうのをこれ6項目ありますが、これも審議いたしまして、不許可の要件には該当しないと思われまので、一般基準も満たしていると考えます。したがって本件は、立地基準及び一般基準の両面から転用許可基準を満たしていると思われま。以上で報告を終わります。

**○議長** はい、ただいま議案の説明と事前調査の報告がありましたが、この件につきまして、何かご意見等ありませんか。

(意見等なし)

それでは、お諮りをいたします。本件の許可申請に対する意見決定について許可相当であるということでご異議はありますか。

(「異議なし」の声あり)

はい、異議なしと認め、議案第 13 号は許可相当であるとの意見に決定をいたしました。

**○議長** 続きまして、日程第 4、議案第 14 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

**○事務局長** 日程第 4 のご説明を申し上げます。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定についてということで、今回 1 件の申請が上がってきております。

(1 件の申請についての説明)

**○議長** はい、ここで事前調査の報告をお願いいたします。15 番委員。

**○15 番** それでは、議案第 14 号の農地法第 5 条の許可申請に対する調査報告をいたします。今回 1 件の申請がありましたが、昨日 9 日に 5 番委員。14 番委員。15 番私で調査いたしました。申請された農地の区分は、農振農用地区域外農地で、第 2 種農地となりますが、代替性の検討が適切になされていると思われまますので、立地基準を満たしていると考えます。また、一般基準においても、農地法第 5 条第 2 項及び施行規則第 57 条の不許可の要件には該当しないと思われまますので、一般基準も満たしていると考えます。したがって、本件は立地基準及び一般基準の両面から転用許可基準を満たしていると思われまます。以上で報告を終わります。

**○議長** はい、ただいま報告がありましたが、この件につきまして、何かご意見等はございませんか。

(意見等なし)

ないようですので、お諮りをいたしたいと思ひます。本件の許可申請に対する意見決定については、許可相当であるということでご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)



はい、異議なしと認め、議案第 14 号は許可相当であるとの意見に決定をいたしました。

○議長 続きまして、日程第 5、議案第 15 号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは 12 ページ目をお願いいたします。日程第 5、議案第 15 号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定についてということで、令和元年第 7 回多良木町農用地利用集積計画を定めることについて、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による別紙計画書について、7 月 4 日付けで多良木町長より農用地利用集積計画の決定を求められております。

○議長 ここでですね、当案件につきまして、議事参与の制限に該当される委員がおられますので、退席をお願いしたいと思います。18 番委員は退席をお願いいたします。

(18 番委員退席)

○事務局 それでは、退席されました委員さんの分について説明をさせていただきます。それでは、別紙計画書の 6 ページ目をお願いいたします。

(退席した委員の件についての説明)

○議長 はい、ただいま事務局から説明がございましたが、この件につきまして何かご意見等ありませんか。

(意見等なし)

ないようですので、お諮りをいたします。退席された委員にかかわる案件について原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定をいたします。退席された委員の入室をお願いいたします。

(18 番委員入室)

はい、それでは残りの件について説明をお願いいたします。

**○事務局** はい。それでは、1 ページ目の総括表にて説明をさせていただきます。

(全体の説明)

以上、計画要請の内容につきまして、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えております。以上説明終わります。

**○議長** はい、ただいま事務局より説明がございましたが、この件につきまして何かご意見等はございませんか。

(意見等なし)

ないようですので、お諮りをいたしたいと思います。本件に対する残りの案件についても原案どおり決定することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、議案第 15 号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定については、原案どおり決定をいたしました。

**○議長** 続きまして、日程第 6、議案第 16 号、農業者年金加入推進部長の推薦についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

**○事務局** 皆様方のほうに本日お配りしてる一枚紙があるかと思います。こちら農業者年金業務指導等事業実施要綱というのがございまして、こちら一部抜粋ですけども、2 の (1) 加入推進部長の設置ということでなっております。昨季まで農業委員されておられました●  
●委員、それから現在も継続されておりますけども 5 番委員の 2 名の方に農業者年金の加入推進部長ということでなっていて、農業者年金の加入推進に伴うリーダー的役割ということで、活動していただいていたところでございます。こちら加入推進部長については、毎年農業委員会の方から推薦をするということでなっております、昨年までは 2

名だったんですけども、今回ちょっと県の方とも相談をさせていただきまして、一人減らして、1名という形でさせていただければということでご相談をしましたところ、1名でも構わないということで回答いただいたところでございます。今回、それに伴いまして1名をどなたか、委員さんの中から推薦いただければと思います。

**○議長** はい、ただいま事務局より説明がございましたが今回はですね、1名を推薦するというところでございます。どなたか推薦をお願いしたいということでお諮りをしたいと思いますが、どなたがよろしいでしょうか。

**○7番** 会長じゃいかんと。

**○議長** 会長はあんまりじゃろ。はい、事務局。

**○事務局長** 今、会長というお話がありましたけども、一応この推進部長さんはですね、年1回の研修がございまして、それが早速来週なんですけれども、この研修を受けていただいて、農業者年金の加入推進の情報等を農業委員さんの方にお伝え願うような役割でございます。農業者年金の加入推進につきましては、全農業委員さん全推進委員さんで行ってもらいますので、その代表者といいますかそういった研修を受けていただいて、そういったところのノウハウを皆さんにお知らせするという役割でございますので、そんなに職務的にはご負担がかからないかなというふうには考えております。よろしく申し上げます。

**○議長** いつかの農業新聞か何かにも書いてあったと思うんですが、女性委員さんがですね、4人ぐらい頑張って農業者年金の推進をしているというような記事があったと思いますけれど、5番委員は前回もされているということで経験者でもありますので、今回もぜひ推薦をしたいと思いますが、いかがですか。

**○5番** いいんですけど、（聞き取り不可）

**○議長** 農業者年金の推進はですね、みんなでするわけですので、そういうふうな情報を持つ

てきてもらって、みんなで共有するということではいかがですか。5番委員を推薦ということでもよろしいでしょうか。

(「お願いします」の声あり)

はい、それでは5番委員をですね、加入推進部長ということで推薦をいたしたいと思います。よろしくをお願いします。

**○議長** それでは、日程第7、報告第9号、農地法第18条第6項の規定による小作地の合意解約の報告について、事務局より報告をお願いいたします。

**○事務局** 14ページ目をお願いいたします。日程7、報告第9号、農地法第18条第6項の規定による小作地の合意解約の報告について、令和元年5月28日から令和元年6月25日までということとなっております。

(内容説明)

**○議長** ただいま説明がございましたが、この件について何か質問等がございますか。

(質問等なし)

ないようですので、報告第9号はこれで終わりたいと思います。

**○議長** 次に、日程第8、次回総会に伴う事前調査委員の指名を行います。次会総会に伴う事前調査委員の指名についてということで、次回の総会の日程ですけれども、普通でしたら8月13日なんですけれども、もうお盆ということですね、8月9日に総会を行いたいと思います。それでその前日の8月8日木曜日に事前調査を行いたいと思います。それと総会の終了後に研修を入れたいと思っております。今回は農業委員さん推進委員さん新しくなられた方もおられますので、農業委員・推進委員の役割等についての研修を、1時間程度行えばと思っておりますが、いかがでしょうか。皆様のご都合がよろしければ、午前中の9時から総会を行うということでもよろしいですかね。事前調査も9時からということ

でよろしく申し上げます。それでは調査委員の指名をいたしたいと思います。6番委員、7番委員、16番委員を指名いたしたいと思いますが、お三方ご都合はよろしいでしょうか。

はい、それでは次回総会に伴う事前調査よろしくお願ひいたします。

以上で本日提案された議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

議事録につきましては、発言内容に支障の無い範囲で調整させていただくことをご了承ください。

**○事務局長** 以上をもちまして、令和元年度第5回多良木町農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

以上会議の顛末に相違ないことを証する為に、ここに署名捺印する。

議長

委員

委員

書記